

4月10日執行 大阪府議会議員選挙

～期日前投票および不在者投票制度のお知らせ～

■ 期日前投票または不在者投票のできる人 ■

投票日当日【4月10日(日)】に、次のような事由に該当すると見込まれる選挙人の方は、期日前投票または不在者投票ができます。

- ① 仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方。
 - ② レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区内にいない方。
 - ③ 病気やケガ、妊娠などの理由で歩けない方。
 - ④ 上記①～③に加え、府議会議員選挙については、引越越しなどをして他の市町村に住んでいる場合で次に該当する方。
- ◎ 府議会議員選挙では、府内の市区町村の選挙人名簿に登録されている方が、平成23年1月1日以後に府内の他の市町村に転入をし、引き続き居住している場合は、旧住所地で投票することができます。(住所移動は1回に限ります。)
- この場合、市区町村長の発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」がなければ投票できませんので、投票日までに最寄りの市区役所または町村役場の住民票を担当する窓口で必ずこの証明書の交付を受けておいてください。

■ 期日前投票または不在者投票のできる期間 ■

4月2日(土)【告示日の翌日】～4月9日(土)【投票日の前日まで】
※上記の期間中の土曜・日曜を問わず、8:30～20:00までの間に投票ができます。(選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会での投票する場合で、その地域において選挙が執行されていない場合は、その市区町村の執務時間内に投票ができます。)

■ 期日前投票手続・不在者投票の投票用紙などの交付請求手続 ■

- ① 期日前投票について
期日前投票所において、該当する事由の申立てと、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出してください。「宣誓書」の用紙は期日前投票所にあります。投票手続については、基本的に選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。投票の際には、必ず投票所入場整理券を持参してください。
- ② 不在者投票について
所定の様式の「不在者投票宣誓書・請求書」により、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙等の交付を請求してください。「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は選挙管理委員会事務局および期日前投票所にあります。また、羽曳野市のウェブサイトからダウンロードすることもできます。

■ 郵便等による不在者投票のできる人 ■

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のような障がいまたは要介護の状態にある選挙人の方には、期日前投票または一般の不在者投票のほかに、現在する場所(自宅など)で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

- ① 身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方
・ 両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級もしくは3級
・ 免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで
※身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、羽曳野市長が証明した方も該当します。
- ② 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方
・ 両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで
※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。
- ③ 要介護状態区分が要介護5と介護保険被保険者証に記載されている方。

■ 郵便等による不在者投票における代理記載制度 ■

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の①または②に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に投票に関する記載(以下「代理記載」という。)をさせることができます。

- ① 身体障がい者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方
※身体障がい者手帳をお持ちの方で、障

がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、羽曳野市長が証明した方も該当します。

- ② 戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方
※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。
- ◆ なお、代理記載の方法による投票を行なうためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行なうことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行なっておく必要があります。(これらの手続を同時に行なうことも可能です。)

■ 郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続 ■

あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、所定の様式の請求書により、選挙期日の4日前【4月6日(水)】までに、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、郵便等により投票用紙等の交付を請求してください。(また、「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方や、「郵便等投票証明書」の有効期限の切れている方は、前記の手帳等を添えて選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行ない、あらかじめ交付を受けてください。)

■ 郵便等による不在者投票のできる期間 ■

期日前投票および一般の不在者投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票日当日【4月10日(日)】の投票所を閉じる時刻までに、選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へ送らなければなりませんので、必ず郵便などでお早めにお送りください。

■ 指定施設での不在者投票について ■

指定施設の病院などに入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。
○市内の指定病院(施設)

- ◆ 丹比荘病院 ◆ 島田病院 ◆ 城山病院 ◆ 豊川病院 ◆ 藤本病院 ◆ 高村病院 ◆ 府立呼吸器・アレルギー医療センター(旧府立羽曳野病院) ◆ 老人保健施設悠々亭 ◆ 介護老人保健施設まほろば ◆ 老人保健施設あつたか村 ◆ 養護老人ホーム四天王寺たかわし寮 ◆ 四天王寺悲田院養護老人ホーム ◆ 四天王寺悲田院特別養護老人ホーム ◆ 特別養護老人ホーム河原城苑 ◆ 羽曳野特別養護老人ホーム ◆ ケアハウスはびねす軽里 ◆ ケアハウススマイル ◆ 特別養護老人ホームスマイル ◆ ケアハウスロイヤルアンジュ ◆ 特別養護老人ホームアンジュ ◆ 介護付有料老人ホームライフコート春秋 ◆ 介護付有料老人ホームライフビュー ◆ 特別養護老人ホームあすくの里 ◆ 特別養護老人ホームあすくの里(老人短期入所施設) ◆ オアシス北燦(ほくさん)

問合せ：羽曳野市選挙管理委員会 ☎ 958-1111 (内線 4610・4620)